

# 児童扶養手当を受けているかたの優遇制度

都営交通無料乗車券

就学援助

JR 通勤定期券の割引

水道・下水道料金の免除

粗大ごみの収集手数料の免除

マル優制度の利用

児童扶養手当を受給しているかた(児童扶養手当証書をお持ちのかた)は、各種の優遇制度を利用いただけます。

(注) 手当が全額支給停止のかたは優遇制度を利用することができません。

---

目黒区役所 子ども若者課 育成給付係

TEL 03-5722-9645 (直通)

FAX 03-5722-9328

## 【1】都営交通の無料乗車券

都営地下鉄・都バス・都電・日暮里・舎人ライナーの『無料乗車券』の発行が受けられます。 ※東京メトロ、東急バス等、他社路線は対象外です。

- 対象者

児童扶養手当受給者または受給者と同一世帯の どなたか1名

- P A S M O への変更（参考）

券の情報をP A S M Oへ変更することができる場合があります。  
条件等がありますので、詳細はお問合せください。

- 必要書類

児童扶養手当証書

- 申請先

**子ども若者課 育成給付係**（目黒区総合庁舎 2階）

TEL **03-5722-9645**（直通） ※郵送申請可

東京都交通局ホームページ

<https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/other/kanren/fare/free.html>



## 【2】就学援助

お子様の学校給食費、学用品費・通学用品費、校外行事費、入学支度金（小学1年生・中学1年生）、修学旅行・自然宿泊体験教室などの経費、卒業記念アルバム費等の援助が受けられます。

- 対象者

児童扶養手当受給者のお子様で、国公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む）又は中学校（義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程を含む）に通っているか等 ※他要件もあります

- 申請先

**学校運営課 学事係**（目黒区総合庁舎 5階）

TEL **03-5722-9304**（直通）

☆ 就学援助を受け、目黒区の学童保育クラブを利用している場合、保育料の減額を受けられる場合があります。詳しくは以下にお問い合わせください。

○相談先・申請先

**放課後子ども対策課 児童館係**（目黒区総合庁舎 6階）

TEL **03-5722-9861**（直通）

### 【3】JR通勤定期券の割引

普通通勤定期料金の3割引で『JR特定者用の通勤乗車定期券』が購入できます。学割など、他の割引との併用はできません。

※東京メトロ、東急等、JR以外の乗車区間は対象外です。

#### ● 対象者

児童扶養手当受給者または受給者と同一世帯のかたでJRの通勤定期を必要とするすべての人

#### ● 定期券購入までの流れ

(1)「特定者資格証明書」「特定者用定期乗車券購入証明書」の申請をする。

##### ○必要書類

①児童扶養手当証書

②定期券を使う人の写真 1枚 ※特定者資格証明書申請時のみ

※ 正面上半身、縦4cm×横3cm、6か月以内に撮影したもの

##### ○申請先

**子ども若者課 育成給付係**（目黒区総合庁舎 2階）

TEL 03-5722-9645（直通）※郵送申請可

(2) (1)で申請した結果が郵送で手元に届く。（即時発行不可）

(3)定期券を購入する。

JRの駅の窓口で「特定者資格証明書」を提示し、「特定者用定期乗車券購入証明書」と「定期乗車券購入申込書」（駅の窓口にあります。）にて購入ください。

### 【4】水道・下水道料金の免除

水道料金は基本料金と1か月あたり10m<sup>3</sup>までの従量料金の合計額、下水道料金は1か月あたり8m<sup>3</sup>までの料金の免除を受けることができます。

#### ● 対象者および対象範囲

児童扶養手当受給者自身が契約する1か所

#### ● 必要書類

水道・下水道使用料等のお知らせ等お客さま番号の分かるもの  
児童扶養手当証書等受給資格を証するもの

#### ● 申請先

**東京都水道局 目黒営業所** 東京都目黒区中町2-43-18

TEL 03-5773-6126（代表）

東京都水道局ホームページ

<https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/>



## 【5】粗大ごみの収集手数料の免除 -----□

児童扶養手当受給者が粗大ごみを出す場合、申請により収集手数料が免除されます。

- 申請先

**目黒区粗大ごみ受付センター**

**TEL 03-5715-0053**

電話にて、「児童扶養手当の受給者であり、粗大ごみを出したい」と伝え、案内を受けてください。

- 対象外のもの

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)で指定されている家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、粗大ごみとして出すことができないため、手数料の免除の制度がありません。

家電4品目を処分したいときには、その製品を購入した小売店か新たに買い替えをする小売店に引取りを依頼してください。購入した小売店がわからない等で依頼ができない場合は、家電リサイクル受付センター(TEL 0570-087200(ナビダイヤル))へご連絡ください。

## 【6】マル優制度の利用 -----□

児童扶養手当受給者が、銀行・郵便局等で預貯金・公債等の預入・購入をする際、申請することにより利子等が非課税となります。

- 相談先・申請先

**各金融機関**あて詳細等をご確認ください。

---

**目黒区役所 子ども若者課 育成給付係**

**TEL 03-5722-9645(直通)**

**FAX 03-5722-9328**